

梶井 功著

『基本法農政下の農業問題』

東京大学出版会、一九七〇年、四三七頁

宇佐美 繁

本書は「政策が真に問題とすべき農業発展の論理はなんであるか」という問題意識を基礎にすえつつ、農業生産力、米価、地価、労働力等々、基本法農政下十年の間日本農業について論じられてきた主要な問題についての著者の発言を集大成したものである。本書の特徴は、それぞれの課題について、豊富な実証データに拠りつつ独自の理論的整序をおこなうことによって、現下の農業問題のとらえ方に鋭く問題をなげかけているだけでなく、全体をつうじて基本法農政に対する内在的批判の書となっている点であろう。

書評 梶井功著『基本法農政下の農業問題』

著者は本書の冒頭において「基本法農政下にあつて農業の特殊性を無視し、一般『産業』なみの論理で農業問題を割り切ろうとする議論、またそういう議論にもとづく施策」、なかんずく「土地の豊度差が農業生産に不可欠の条件としてあること」を看過し「労働力主体の性格、質が生産を大きく左右することを無視」した施策を強く糾弾している。ここに、本書を貫く政策批判の視点、著者の農業問題解明に際しての基本的姿勢がすえられているものといえよう。以下、叙述の順に従つて内容を紹介する。

まず序章において、基本法農政に対する評価が与えられる。基本法は、日本経済の高度成長——旺盛な労働力需要——農村人口の大量の吸引——農家戸数の減少——耕地の残存農家への集中——規模拡大——生産力上昇——（保護農政から脱皮した）産業的に自立した農業の確立というシエーマの中で「資本主義的な小農問題解決の可能性を現実のものに転化」しようとしたものであり、「選択的拡大」生産政策と構造改善政策——自立経営の育成がそのための手段であつた。しかし基本法農政十年の現実には、「選択的」拡大政策は米過剰というかたちで失敗を露呈しているし、自立経営農家はたくましく成長することなく逆に専業農家が減少し、兼業深化のみが進行している。つまり基本法農政の破綻が（農政当局もみとめるところの）現実の姿で

ある。

しならば基本法農政は何故に破綻したか。ここでは次のように結論している。

「構造改善が農業内部の論理によっておこなわれる条件をつくることにこそ政策の課題がおかれなければならないかったのに、実際の政策の運用はそうでなかった」ところに問題があり「そういう内在的論理を進展させるような政策課題を、真に政策としてとりくむことはもはや農政に許そうとはしない日本資本主義の現段階がそうさせたのだ」。

かくして以下の章においては「内在的論理はどのようなものとして把握すべきであり、政策課題とすべきはなにであるか、それを現実政策はどう把握し誤ったか」が分析検討されることになる。

第一章「農業生産力の諸問題」では、農業における生産力高度化は「ただ単に生産物あたりのコストを低下させるだけであつてはならず」「同時に単位面積当りの地代負担力を高める技術でなければならぬ」のに、この間の政策が豊度差を無視し、大型機械化を画一的に強制したものであったことを批判し、「生産性の低い零細農家」が滞留している「農業構造の問題」が「高い生産性の大規模経営の生産シェア」を高める方向に移行させないのではなく「大規模経営の生産性が零細農家

よりも低いから移行」していないことを論証し、政策担当者の逆立ちした思考を鋭くついている。こうして、この間の農業生産力が、こうした上からの大型機械化体系のおしつけとは異なつたところで、すなわち、佐賀・庄内における集団栽培、蒲原における個別経営を前進せしめた「中型稲作技術」の展開、として形成された点を評価し、「必要なことは、こうした芽をのばし育てることであつて、観念的な型を強制することではない」ことを強調するのである。

第二章の政策米価論は、「決定過程にうける政治的圧力によって、本来あるべき水準よりも不当に高くきめられている」という「政治米価」についての一般的にある認識に対し米価決定の方式と実現している米価の経済的意味づけを検討することによって、そうした認識の誤りを科学的に立証しようとしたものである。まず著者は、米価決定方式において現在の生産費所得補償方式が、反当平均生産費のとりえ方、単位面積当たり収量の把握方法において（栗原百寿氏や白川清氏の所説をも含めた）従来の方法よりも、よりすぐれたものであることを理論的に明らかにした上で、なおかつ問題となる点（平均反収のおさえ方、標準偏差の算出方法、陸稲を計算から除いている点）を修正し、米価の算定を試み、「農地改革後の自作農的土地所有に、絶対地代的特別利潤をあたえているような『政治米価』に

よる「 α 」は存在しない」ことを実証している。さらに、むしろ現在の米価の基準、収量でカバーされない地域が広まりつつあることをデータ分析から明らかにされ、そのことが「米価闘争に広汎な農民を参加させている根本的な原因である」ことを結論している。

第三章では選択的拡大のチャンピオンとして宣伝された畜産（乳牛）と果樹（ミカン）について検討する。まず畜産については、飼養労働一日当たりの労働報酬が農業臨時雇の賃金水準にも及ばないことを明らかにし、「乳牛飼養農家がふえ、牛乳生産量がふえたといってもそのふえ方はきわめて不安定であり」「経営としての安定性」のない性格のものであることを指摘、増頭政策に終始したこの間の政策を批判する。また画期的な価格政策といわれる不足払い方式についても、「再生産の確保を旨」とする法律（畜産物価格安定法）があつてもそうならなかった運用実績からいうならば、「この法案が自由化を前提にした酪農破壊法案として運用される危険性が少なくない」とその欺瞞的性格を暴露している。それ故畜産政策の問題は「価格政策、飼料政策、規模拡大政策と一応の手はうたれたがそれらが畜産経営を安定化するのに十分な機能はもっていないこと、そのような方向で運用されていないことこそが重要な問題点である」とし、畜産のような幼稚産業には、もっと大胆な保護振

興政策が必要であることを強調するのである。

ミカン収益の範疇分析では、ミカンが他作物に比して、特に米以上に有利な条件にあることを確認しながらも、最近の大規模開園、初期投資の集中、借入金依存の増大、さらにミカン園の水田への進出のなかで、高地価、利子負担の問題に遭遇し、ここでも地価障壁が容易ならぬ問題となりつつあることを実証している。

第四章農地制度論においては、農地法改正や農地管理事業団構想等によつて、下層農家から上層農家への土地集中を計ろうとする政策に対し、すでにこれまで、経営面積の最高限度は事実上なくなるように法改正がおこなわれたにもかかわらず、上層農家の農地取得は活発になったといえないこと、貸借関係にしても事実上、農民は必要に応じて拡大していることを指摘し、規模拡大をはばんでいるのが農地法ではなく、二・九haで限界純収益がゼロになるような、農業内部の収益条件にあることを論証している。かくして「経済的な流れとして下層→上層の農地移動がすすむような条件をつくり出すことなしには、行政的関与は有効ではな」く「行政的関与はむしろそうした条件づくりにこそ力点がおかれるべきである」と結論する。ついで今日における地価形成のメカニズムに論及し、今日の高地価を説明する限界理論を、固定資本部分のオーバーヘッドコストを評

価しながら経営費の中でより比重の高い「自家労働力の費用としてのオーバーヘッドコスト的性格を無視」している点において批判し、東北地方を事例としながら、今日の地価形式が「自家労働の一種の限界評価にもとづく平均純収益を価格形成の基礎としている」ことを明らかにしている。

第五章では「農民層分解の現局面」が論じられる。著者はまず、戦後「いえ」の崩壊の過程において、家族労働力の価値（V）が確立の方向へむかい、農外就業した場合のV水準と一人当たり農業所得が直接対比されるような関係が生まれ、「小生産者農業にも価値法則が貫徹するようになりつつある」ことを指摘する。それにとりもって、生産力構造も「旧来の労働力中心の生産力構造に対応した分散耕地利制から、農機具中心の生産力構造に対応した集団農場制への編成替え」が進行することになるが、土地所有の存在、地代が大きな障壁となつてたちあらわれ「この困難性の大きさのために、農機具依存への編成替えは著しく跋行性をもたざるを得ず、その意味でも生産力構造の編成替えが終わっていないのが現段階」である。こうした段階において分解法則はどのようなかたちであられるか。著者はまず独占の体制的条件（低農産物価格、低賃金体制——農地保有に対する執着——地代障壁、インフレーション政策）が「農業発展をおさえ、上向農民の一層の展開を制約」している

ことを指摘しながらも、他方でこうした阻害条件があるにしても、分解の起動力である階層間格差を明瞭にする生産力高度化の進展、体制的な兼業農家滞留が、地域によっては農業労働の給源ともなることに着目し「今日の条件下においても資本制農企業の成立はありうる」とする。だが問題はそのような方向がどのくらいまで実現出来るか。この点について著者は直接的な検討をさけながらも、現実の共同経営のなかに「資本質労働の対抗関係の展開、資本制農企業の性格を強く認識している」河相氏らの論稿（井野・野崎・重富編著『戦後日本の農業と農民』所収。河相一成・酒井淳一「稲作」）の批判的検討から次のような結論を導いている。河相氏らが分析の対象としている経営の地代水準が、周囲の零細農民の生む地代水準よりも低いこと、それ故、小農にうちかつて資本制農企業の成立し発展していくための条件が一般的には欠けていること、こうした低地代の大経営が成立しうる条件は開拓地（劣等地）か大都市地域（農業地域として崩壊する過程で、経過的存在としての性格をもった請負的大経営が成立する）しかないこと。かくして「資本制的農企業の展望が与えられていないいまの条件のもとでは、上向化は単婚家族労働力を主体にし、補助的に雇用に依存する小企業農に限りつけられ」ることになる。

ついで現下の労働力問題について論及するが、ここでは三十

五年以降の労働力流出の農業生産へ与える影響が、それ以前とは局面を異にし、現段階の農業生産力が要求するような質の労働力が不足するようになっていくこと、現時点で補充率の低下ということについて問題にしなければならない点は、将来の戸数減への暗示としてではなく、まさにこの点にあることを警告する。しかし後継者問題については、「かつてそうであったように質的に高い労働力がすべての農家に保持されることが、農業生産力を高め、維持してゆくのに今後必要なのかどうかは検討を要する」とし、愛知県の稲作集団栽培、オペレーターによる大農具操作の事例等を評価しつつ、こうした「方向の深化を政策的に問題にしてはじめて、もっぱら農家にのこる農業あ」とつぎを問題にしているにすぎない農業後継者対策が文字どおり農業後継者対策たりうるし、構造改善事業もその主体的になれない手が得られる」とするのである。

つづいて労働力流出の中味を年令別地域別に検討したあと「農家労働力の流出は進んでいても、とくに経営主、あとつぎについていえば在宅就職が主流であり、その就業先は不安定部門が多かったり、安定的とみることが出来る製造業部門でも小規模のところが多」く、農業人口の流出構造は（並木氏が出しているような）展望を描きにくくさせている、とし、世代交替期に農家戸数減少を結果するようなものとなるかどうかは「な

お不安定資金部門を基底にもつことが現代独占の体質化している」以上「その体質変化が独占の現体制のもとで可能かどうか」にかかることになる。

終章は基本法農政の評価にあてられている。ここで著者は再び、基本法をうんだ認識が「昭和三五年以降の高度成長が、日本農業のもつ難問題を解決してくれるという神話」であったこと、それがたんなる幻想でしかなかったことは政策当局もみとめていることを強調し、それが何故であったかを、この章では主として日本資本主義の特質との関連でおおむね次のように整理されている。「構造改善事業の最大の障害」とされる兼業農家の滞留自体、日本資本主義の特質（二重構造——賃金格差）に規定されたものであり、資本は、そうした自らの体質の変革は全く問題とせずビジョンだけかかげたこと、選択的拡大にしても、要は低賃金の基礎としての低農産物価格体制を維持することにあり、結局「選択的拡大の道」はアメリカの農産物に大きく開かれ、日本農業の拡大の道とはなり得なかった。つまり基本法のビジョンを実現する手段としてあったこの二本の柱自体、そもそもから手段たり得ない条件下にあったことを著者は指摘しているのである。最後に著者は「農政審議会における検討資料——総合農政を推進するために」の中で、兼業農家を積極的に評価している点に着目され「兼業農家を前提した協業生

産組織の強化政策の登場は、事実において従来のビジョン路線の否定的側面をもつ」とし、E E Cのマンズホルト提案と対比した場合の異質性を強調し、日本資本主義には資本主義の方向での農業問題解決へのビジョンを提示するだけの力をもちえなくなったことをサジェストして、本論を結んでいる。

以上四〇〇頁以上にもおよぶ本書を、評者が理解しえたかぎりで要約紹介した。拙い要約からもよみとっていただけたと思うが、本書は日本農業が三十年代後半の激動の中で体験し、そこから提起されてくる様々の課題について、独自の理論的照明を与えながら、かえす刀で農政を内在的に批判した農政批判の書であり、対象とされている問題領域の広さにもかかわらず個人の問題についてきわめて精緻な分析が加えられ、著者の幅広い学識と深い洞察力をしめすものとなっている。なかんずく前著につづいて生産力視点からの分析態度を一貫させ、大型機械化経営成立の条件、農地流動化促進条件等々を農業に内在する論理から説きおこし、そうした論理を無視した構造改善政策が、破綻すべくして破綻したと宣告する下りは、著者の面目躍如たるものがある。そうした意味において、本書は生産力視点からの日本農業分析及び政策批判の一つの典型をわれわれにしめしてくれているものといえる。しかしながら評者は、本書における基本法農政の評価及びそれに関連した農政批判と具体的な提

言に接するとき、あらためてこのような生産力視点からの農業問題把握について大きな疑義を感じざるを得ない。以下、個々の問題について感じた若干の疑問点と、著者の基本法農政の評価、具体的な提言に対する問題点を提示したい。

二

疑問点の第一は、「いえ」の崩壊との関連で論じられている家族労働力の価値(V)の確立と、地価形成のメカニズムで論じられる場合の家族労働力の賃金評価との関連についてである。著者は「いえ」の労働力に対する緊迫が強い家父長制的労働力構成が崩壊した後は、小生産者農業にも価値法則が貫徹し、一人当たりの農業所得が農外就業で得られる労賃水準と直接対比されるような関係になったことを、戦後、特に昭和三十年代における特徴として強調されているが(第五章第一節)、他方で現実の地価を説明する論理として家族労働のオーバーヘッドコスト的性格を強調され、理論地価算定にあたっては、家族労働を農村臨時雇賃金以下の賃金で評価されて現実地価との照応性を論証されている(第四章第二節)。この自家労働に対する二つの異なった評価の方法がどのように統一されるか本書を読むかぎりでは明らかでない。

著者は前著『農業生産力の展開構造』(一九六一年、弘文堂)

においては「家父長制的労働力構成の崩壊」が地価形成にも貫徹している点を強調し、そこでは同じ東北を対象としつつ、「地価形成は自家労賃を家計費でおきかえ」た上ででてくる「剰余を基礎にして形成されている」(一七一頁)とされ、農村臨時雇賃金との関係は、自家労賃を「土地欲求の強さが臨時雇賃金評価による剰余線に接近させてはゆくであろうけれども、そこへゆくには強い抵抗が戦後ではおきているのではあるまいか」(一七四頁)という関係でとらえ、むしろ自家労賃評価の下限を画する抵抗線というかたちでおさえられていた。現実が『展開構造』の時点における地価水準を大きく上まわるようなかたちで推移したとしても、そうした抵抗線はむしろ今日のほうがより強く貫徹しているように思われる。だとすれば、自家労賃評価は前者の線でこそ統一されねばならないし、地価形成のメカニズムも、そうした理論構成のなかで解明されねばならないのではないだろうか。

第二の疑問点は、著者が構造改善政策及び河相氏等の「過誤」として強調されている、労働生産性の高い大経営と周囲の零細な農民が生み出してくる地代の対抗力に関わる問題である。著者は、構造改善政策の最大の過誤が、大型機械化を画一的に強制した労働生産性追求政策にあったことを指摘し、それが農村において慣行農法に対抗しての地代負担能力をもちえす、

結局は破綻し、生産力形成はそうした上からの机上プラン的なものに抗しつつ、生産力本来のあり方を追求した農民の実践のなかから生まれてきたことを随所で強調している。この点はそれ自体としては正しい現実認識であり、個別経営の視点からみれば、こうした問題こそが、規模拡大における最大の問題として、つまり地価障壁の問題としてつきあたる内容のものである。しかし著者がいみじくも指摘しているように、すでに今日の段階においても、こうした大型機械化経営は、劣等地において充分に成立しうる条件を有し、価格抑制効果をもちうるものである。この点に着目し、差額地代法則をダイナミックな運動法則としてとらえるならば、理論的には次のようなシェーマが成立する。

農産物価格の水準が基本的に最劣等地の生産費によって規制される場合、劣等地に成立する大型機械化経営は、その労働生産性の高さによって価格水準低下の方向に作用し、優等地の差額地代を低下せしめ、規模拡大・労働生産性向上を不可避的なものとし、優等地においても、より省力的な労働生産性の高い経営の成立を必然化させていく、ということである。農政の基本方向が、まさにこうしたシェーマの貫徹をつうじて低価格農産物の供給——生産性の高い経営の育成をねらったものであることは、基本法農政の認識からしても明らかなことであろう。

特に自由化との関連も含めて、農産物国内供給量に拘束されない条件が生まれてきている現状においては、こうした生産性の高い経営——低価格農産物供給の線で農業を強力に再編していく方向がいよいよ強化されるであろうことは疑いない。こうした現状をふまえた場合、著者のように、きわめて短期的にあらわれた現象をとらえ、個別経営間で生じている地代負担能力強弱の問題だけでなく構造改善政策の「破綻」をきめつけることは、地代論のもつダイナミックな運動法則を軽視する理論上の誤りを犯すだけでなく、政策の真のねらいを見失わせることになるという点で、二重の「過誤」を犯すことになりはしないだろうか。

第三の疑問は、著者が現在における上向化の限界として、しかもこれまでの小農範疇とは異なった新しい範疇のものとして提示された「小企業農」にかかわる問題である。

著者が「小企業農」を新しい範疇のものとして提示する理由は、基本的に家族労働力を主体とした経営でありながら「Vの範疇の確立があり、資金も利子をもとめる資本として自立化し」ている点にある。ここでは次の点が問題となろう。著者は、こうした「小企業農」の形成を基本法農政の上からのコースとは対立した自生的発展コースの中でとらえようとしているが、果たしてそれが正しいかどうか。これは著者が新しい指標とさ

れている利子——利潤範疇が、いかなるかたちで農業経営のなかに「確立」せしめられてきたか、という問題に関連する。その場合、今日の上層農家が、投下資本にみかえりの利子を要求する主要な動機が、借入金利子の返済とうらはらのものとしてあることを確認しておく必要がある。なかんずくこの間規模拡大を計りつつ上向した農民層は例外なしにこうしたケースの中で利子は問題とされてきた。つまり著者が説かれるような自生的農業展開の過程で、労賃範疇の確立がありさらに利潤範疇が確立されるようなスムーズな関係のなかでそれはもたらされたものではなく、まさに基本法農政下の労働生産性増進政策に対応し、経営高度化のために「潤沢」に供給される制度系統資金と、重化学工業生産物の農村市場へのもちこみのなかで、半ば否応なしに構築された農業経営の構造が、現象的にみれば、家族の生活を支えつつ、借入金の利子支払いをしている、という内容を保持しているにすぎない。こうした経営において少なくとも利潤の範疇としての成立をいうことが出来ないのは、これらの経営が制度系統融資による金利の安い資金の下支えなくしては存立あるいは上向展開の基礎を失うという量的側面からも、また著者のいわれる利潤部分の実現が、自家労働を源泉とした自己搾取の結果であるという質的側面からみても明らかであろう。むしろわれわれは、今日の上層農家の実現している所得水

準が、かろうじて都市勤労者なみのものでしかないこと、所得上昇のための固定資本投下増大が結果する、実現せねばならない利子部分の増大に対し、自家労働、自己搾取の強化によってしか対処しえない事実こそ注目せねばならないように思われる。

農産物の自由化が着実に進行し、米価据え置きが通例となりつつある今日、上層農家のもつこうした不安定な性格は、強まりこそすれ弱まることはないであろうし、金融政策のもつ上層農下支えの性格と、工業生産物の市場開拓を先導する役割も、そうした中で一層強められるであろう。そこでは、今日の上層農が（構造改善の技術体系と同一のものを備えているかどうかというデメンションではなく、もう一まわり大きな舞台装置のなかで）上からの農業政策と一体化しつつ、その存立の基礎を維持し、拡大しつつあることをみねばならないのである。

このようなものとして現在のの上層農家の性格をみるとき著者の「小企業農」範疇の規定が、生産関係を抜きにした生産力視点からの把握であること、それ故に上層農家のもつきわめて複雑な、すなわち一面では著者が賛美するような農民の実践コースからの生成というおいたちをもちつつも、そうしたエネルギーが確実に上からの政策体系の中にくみこまれつつ発現せざるを得ないという性格をこの範疇規定の背後におしやるという、

大きな弱点をもっているように思われるのである。

以上、本書において部分的に感じた疑問点について若干のコメントをしたわけであるが、特に第二、第三の疑問点に見られるように、著者梶井氏と評者の間には、基本法農政のとりえ方、それへの評価について若干の相違があるように思われる。この点は本書全体の分析視角にもかかわる大きな問題であるので節をあらためて検討してみたい。

注(一) 地代論のこうしたとりえ方については、磯辺俊彦「農地価格の採算性」〔農業と経済〕一九七〇年一月号) 参照。

三

これから問題とする著者の基本法農政のとりえ方、それへの評価は、序章の要約にしめしたとおりである。その批判点と、それに立脚した政策提言を読むことにより、著者は、「農業内部の論理」によって提起されてくる問題についての構造改善の推進——日本農業の生産力発展というシェーマを基本法農政に對置して描いていること、そのシェーマを基準にして政策運用批判、さらには基本法農政の破綻という結論及び氏自身の政策課題の提言を導いているように思われる。評者が「生産力視点からの基本法農政批判の書」と評する由縁である。しかしなが

らまさにそのことによって、生産力発展に関わる個別的課題については、鋭い内在的批判を含みながらも、本書全体としてみると基本法農政をビジョンそのものに矮小化してとらえる弱点をもち、他方政策批判、提言の内容において、結果的に現在の近代化政策のもつ問題と同じような危険性をもつものとなっているように思われる。

まず基本法農政の真のねらいが、著者がその「破綻」を宣告するようなビジョンそのものであったか、それとも終章でふれられているように、基本法はそもそもから「貿易自由化の一環としての政策」であって「安い外国農産物を入れることによって、低賃金の基礎としての低農産物価格体制を維持すること」と「農業から低賃金労働力をうばうこと」をねらったものであり、基本法のビジョンは、一つの願望、日本農業がそうなっていくべき傾向線を表現したものでしかなかったか、が問われねばなるまい。なぜならば、いみじくも著者自身が語っているように「ビジョンはかかげてもその前提となるみずからの体質変革を資本は問題にしたわけではない、また一時的には必要な集中的な国家資金投入すらもさけることが政策の本流であった」(三五二頁。傍点評者、以下同じ)とすれば、安い農産物をいれることによって、国内の成長農産物の価格上昇にブレーキをかけ、今日では米価も含めて低農産物価格実現の方向へ推移

させつつ、他方で、機械装備にうらづけられた生産性の高い経営を専業農家の中核におしあげることによって低農産物価格と農村保守支配体制の維持をはかり、その対極に圧倒的多数の低賃金労働力提供農家を創出した基本法農政は、まさに、政策の本流を体現したものとしての評価を与えられるからである。基本法農政のなかにこうした「政策の本流」と「ビジョン実現」という二つの流れが混在し、前者がより優先されて貫徹した事態をふまえるならば、決して著者がいわれるような「基本法農政は破綻した」という単純な結論は導き出されなかったであろう。むしろ「政策の本流」を体現した農政の下で、否応なしに賃金労働者へ転落する農民の姿や、土地壊廃が進行する都市近郊、山間部農民の実態が、一見華やかな機械化上層農民のもつ不安定な性格とともに、まさに「基本法農政下の農業問題」として描かれることになったのではないだろうか。

今一つの問題は、本書の政策批判の視点と提言のもつ客観的な意味についてである。著者の政策批判が、現実の政策が農業内部における生産力発展の論理をふまえたものであるかどうか、ということ基準としており、著者自らの提言もそこから延長されたものであることは先に指摘した。そうした視点からの批判や提言が農村における農民相互の関係を抜きにし一般論として提起される場合、それはきわめて危険な性格を帯びたものと

ならざるを得ない。われわれは本書の農地管理事業団構想批判（第四章第一節）と農業後継者対策への提言（第五章第二節）の中に、そうした問題をみる事が出来る。

まず著者の農地管理事業団構想批判は、第四章に要約したように、行政的関与が現時点ではいかに有効でないかということについて、「事実上経営面積の最高限度はないように法改正がおこなわれても、上層農の農地取得は活発になっていない」し、賃貸借関係にしても事実上は、農民は必要に応じて拡大していることを指摘し、経済的な流れとして下層——上層の農地移動がすすむような条件をつくりだすことを行政的関与の前提として提言している。ここでは一応農政批判の姿勢をとりながら、

上層農家への土地集中、下層農民の土地からの切り離しを推進することでは、現在の政策と立場をともしにしているものであり、ただどのような順序でおこなうほうがより有効であるか、という手順の相異でしかなくなっているのである。こうした立場になつかぎり著者が「農業構造変革への展望」（『成長メカニズムと農業』農政調査委員会国内調査部編、一九七〇年）で指摘しているような状況——上層農の高収益水準にうらうちされた借地農形成の条件が、経済的にととのった状況——のもとでは、農地法の制限条件は農業内部の論理を進展させるものとして当然改正されるべきものとなり、改正された時点では「農地法改正

は構造変革を方向づける意味をもつことが出来る」（二一八頁）という積極的な評価が与えられることになるのである。

同様なことは愛知県の稲作集団栽培及びオペレーターによる大農具操作を高く評価しつつ「もっぱら農家にのこるあとつぎを問題にしているにすぎない農業後継者対策」を批判し「文字どおりの後継者対策」——「構造改善事業の主体的なない手がえられる」ものとして提言している家族労働の機能分化独立論についても言えるであろう。それは広汎な中下層農民から農業経営権を奪い、単なる土地もしくは労働力の提供者たらしめようとする現在の政策コースと軌を一にしているものであるからである。

著者のこうした生産力視点からの提言は、それがたんに農政の内在的批判あるいは批判的助言にしかなり得ないという点だけではなく著者自身が「生産力の展開」に導かれて、いつのまにか農地法に体现された自作農主義を思想的に放棄してしまっているところに、最大の問題があるように思われる。現下における日本農業のなかに自作農主義の枠内にとどまることを許さないような事態が生じつつあることは確かである。それに固執することが、場合によっては下層農民の利益さえもそこなうことがあることも確かである。しかしながら、依然として大勢は、農地法に体现された自作農主義の思想にこそ、現時点において

圧倒的多数の農民の生活と経営を守る要石が置かれていること、上からのコースが、まさにその点に集中的な攻撃をかけている現状を見た場合、氏のように生産力視点から、いとも簡単に「農業に内在する論理」の展開としてその思想を放棄することは、きわめて大きな問題があるといわなければならない。少なくとも、基本的に日本農業の発展を支えてきた原理が何らかのかたちで修正、変更を余儀なくされる場合、それを下層農民も含めた農民の利益にそった道筋の中で実現するか、上からの近代化路線に組みこまれたものとして変質させられていくかは、生産者農民個人にとつてだけでなく、日本農業全体の進路にとつても決定的な意味をもつものである。だとすれば、集団栽培、オペレーターによる大農具操作——家族労働の分化独立——経営機能の一部外在化、請負耕作等々従来の自作農主義の枠からはみ出した新しい事象を、たんに農業内部から自生的に生まれてき、生産力を増進させるものとして賛美し、政策課題として提言する前に、少なくとも農村における階層間の対抗関係、政策との関連、農民運動の成熟度との関連において位置づけ検討される必要があつたのではないだろうか。

四

評者は、著者の前著『農業生産力の展開構造』以来、著者の

数多くの論文をつうじて、農業問題の分析視角・方法を教えられてきたものである。本書についてもその例外ではない。しかしながら日本資本主義の危機がいよいよ深化し、その底辺にある農業においては何層倍が強まってあらわれている現在の状況の下で、たんなる生産力視点からの農業分析が一定の限界をもたざるを得ないのではないかという疑問を最近になつて感じていた。今度の著者の労作を読み、その洞察力の鋭さ、学識の深さにあらためて敬意を表しつつも、あえて感じたままの問題指摘をさせていただいたのも、そうした問題意識のなきしめたところである。評者の誤謬による一人よがりの問題指摘もなかにはあるかもしれない。そうした点も含めて、御鞭撻いただければ幸いである。